

障害のある学生のための修学支援に関する基本規程

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 29 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この基本規程（以下「本基本規程」という。）は、昭和学院短期大学において障害のある学生が十分な教育を受けることができるようにするため、学長の責務を明らかにするとともに、障害のある学生のための修学等支援に関する基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本基本規程にいう障害のある学生とは、身体障害者福祉法4条にいう「身体障害者」をいう。ただし、身体障害者福祉法上の「身体障害者」には該当しないが、その他の障害により、修学する上で制限を受ける者も含む。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、障害のある学生が修学において不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生のための修学等支援に関する方策を推進する責務を有する。

(職員の責務)

第 4 条 職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障害のある学生のための修学等支援に関する方策の実施において積極的に協力するよう努めなければならない。

(規程等の整備)

第 5 条 学長は、本基本規程の目的を達成し支援を実施するため、必要な規程等の整備に努めなければならない。

(補則)

第 6 条 本基本規程に定めるもののほか、本基本規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この基本規程は、平成28年4月1日から施行する。

この基本規程は、平成29年4月1日から施行する。